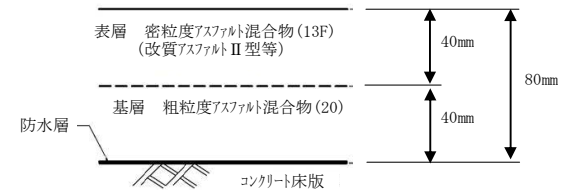
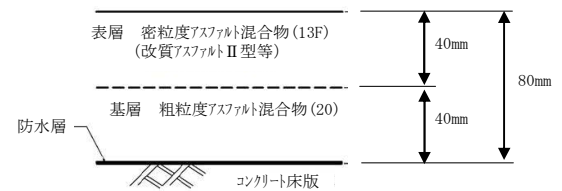


# 長野県土木事業 設計基準 新旧対照表

## 〔第4編 橋梁事業〕 第1章橋梁計画・橋梁一般 第10節 橋面舗装

旧（改定前）	新（改定後）
<p style="text-align: center;"><b>1 橋面舗装</b></p> <p>橋面舗装は、原則としてアスファルト舗装とし、その厚さは、車道部8cm、歩道部3cmを標準とする。</p> <p>(1) 車道部の舗装厚は8cm(表層4cm、基層4cm)を標準とし、曲線橋や斜橋など舗装厚が変化する場合は最小厚8cmを確保するものとする。</p> <p>(2) 橋面舗装(車道部)は、一般部と比べ車両の走行位置が限定される場合が多く、交通荷重が特定な箇所に集中することから、流動などによる破損が生じやすい。また、代替道路が少ないことなども考慮すると、補修の頻度を少なくすることが重要であるため、表層には、耐流動性、耐摩もう性などの耐久性に優れた密粒度アスファルト混合物(改質アスファルトⅡ型等)を使用するものとする。なお、車道部の橋面舗装構成参考図を 図4-1-31に示す。</p> <p>(3) 鋼床版は、鉄筋コンクリート床版に比べ、たわみやすいことと、雨水などによる鋼床版の発錆を防止することから、基層混合物には原則として不透水性でたわみに対する追従性が高いグーアスファルト混合物を用いるものとする。</p> <p>(4) 高機能(排水性)舗装は、住宅地など走行時の騒音対策が必要な場合等に採用を検討するものとする。</p> <div style="text-align: center;">  <p>図4-1-31 車道部の橋面舗装構成参考図</p> </div>	<p style="text-align: center;"><b>1 橋面舗装</b></p> <p>橋面舗装は、原則としてアスファルト舗装 <u>新材</u> とし、その厚さは、車道部8cm、歩道部3cmを標準とする。</p> <p>(1) 車道部の舗装厚は8cm(表層4cm、基層4cm)を標準とし、曲線橋や斜橋など舗装厚が変化する場合は最小厚8cmを確保するものとする。</p> <p>(2) 橋面舗装(車道部)は、一般部と比べ車両の走行位置が限定される場合が多く、交通荷重が特定な箇所に集中することから、流動などによる破損が生じやすい。また、代替道路が少ないことなども考慮すると、補修の頻度を少なくすることが重要であるため、表層には、耐流動性、耐摩もう性などの耐久性に優れた密粒度アスファルト混合物(改質アスファルトⅡ型等)を使用するものとする。なお、車道部の橋面舗装構成参考図を 図4-1-31に示す。</p> <p>(3) 鋼床版は、鉄筋コンクリート床版に比べ、たわみやすいことと、雨水などによる鋼床版の発錆を防止することから、基層混合物には原則として不透水性でたわみに対する追従性が高いグーアスファルト混合物を用いるものとする。</p> <p>(4) 高機能(排水性)舗装は、住宅地など走行時の騒音対策が必要な場合等に採用を検討するものとする。</p> <div style="text-align: center;">  <p>図4-1-31 車道部の橋面舗装構成参考図</p> </div>